豊島区居住支援協議会会則 新旧対照表

現行		改正案	
	第1条から第3条まで (略)		第1条から第3条まで (現行のとおり)
会員及びザーバー	第4条 本会の会員は、学識経験者、地方公共団体、宅地建物取引業者で構成する団体、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体をもって構成するものとし、別表のとおりとする。また、必要に応じ会員とは別にオブザーバーを置くことができる。 2 前項以外の団体又は個人の入会、オブザーバーとしての参加者等は、本会において承認するものとする。	会員及び オブザーバー	第4条 本会の会員は、学識経験者、地方公共団体、宅地建物取引業者で構成する団体、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体をもって構成するものとし、別表のとおりとする。また、必要に応じ会員とは別にオブザーバーを置くことができる。 2 前項以外の団体又は個人の入会、オブザーバーとしての参加は、本会において承認するものとする。
	第5条から第6条まで (略)		第5条から第6条まで (現行のとおり)
定足数等	第7条 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合においては、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の適用については、出席した会員と見なす。 3 前条第5項の規定により総会及び臨時総会を開催する場合にあっては、第1項の適用については、「出席」を「回答」と読み替えるものとする。	定足数等	第7条 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合においては、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の適用については、出席した会員と見なす。 3 前条第5項の規定により総会及び臨時総会を開催する場合にあっては、第1項の適用については、「出席」を「回答」と読み替えるものとする。

	第8条から第10条まで (略)		第8条から第10条まで (現行のとおり)
事案の決定	第11条 会長は住宅確保要配慮者から家賃助成の申請があった際は、決定の基準を示して、豊島区住宅課長に事案決定権を委譲することができる。 第12条 豊島区住宅課長は、豊島区住宅確保要配慮者家賃助成要綱に基づき助成の決定を行うことができる。 2 豊島区住宅課長は居住支援協議会長に事務事業の処理状況を適宜報告しなければならない。	事案の決定	第11条 会長は住宅確保要配慮者から家賃助成の申請があった際は、決定の基準を示して、豊島区住宅・マンション 課長に事案決定権を委譲することができる。 第12条 豊島区住宅・マンション課長は、豊島区住宅確保 要配慮者家賃助成要綱に基づき助成の決定を行うことができる。 2 豊島区住宅・マンション課長は居住支援協議会長に事務 事業の処理状況を適宜報告しなければならない。
			<u>(附則)</u> <u>令和7年4月1日 一部改正</u>
	別表(第4条関係) 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第四ブロック豊島区支部 一般社団法人建築士事務所協会豊島支部 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会 NPO法人としまNPO推進協議会株式会社住宅・都市問題研究所豊島区(福祉総務課(自立促進担当課長)、高齢者福祉課、障害福祉課、住宅課)		別表 (第4条関係) 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第四ブロック豊島 区支部 一般社団法人建築士事務所協会豊島支部 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会東京都支部 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会 NPO法人としまNPO推進協議会 株式会社住宅・都市問題研究所 豊島区(福祉総務課(自立支援担当課長)、高齢者福祉課、 障害福祉課、住宅・マンション課)